

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおり。

1 業務の概要

(1) 業務名 御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等委託業務

(2) 業務の目的

御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）（以下「センター」という。）は、「いのちを守る」「火山を学ぶ」「自然とふれあう」を主な目的とし、自然公園の「玄関口」として、人と自然をつなぐ拠点とするため、令和4年度の供用開始を目指している。

本業務は、令和3年度に実施するセンターの建設工事（新築）と連携し、センターの展示、情報発信、案内・サービスに関する計画、設計及び制作・施工並びに施設運営資料等の作成を目的とする。

(3) 基本事項

受託者は、「御嶽山ビジターセンター基本構想（令和2年2月）長野県・木曾町・王滝村（以下「基本構想」という。）」、「御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）整備基本計画（令和2年3月27日・長野県）（以下「整備基本計画」という。）」及び別紙「御嶽県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等委託業務 特記仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）」の目的が達成できるように業務を進めること。

(4) 業務内容

- ア 展示等計画
- イ 展示等設計
- ウ 展示等制作・施工
- エ 施設運営資料作成
- オ 施設広報支援

なお、業務内容は、現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。契約後の変更については、受発注者間においてその都度、協議を行い決定する。

(5) 技術提案を求める事項

技術提案で求める具体的な事項について次のとおり。

技術提案書は基本構想、整備基本計画、仕様書（案）及び別紙1「御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等の方向性」、別紙2「御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）周辺施設図」を参考に、作成すること。

- ア 展示コンセプト及び展示コンテンツの具体化の方策
- イ 本施設の特殊性（立地条件、閉館期間など）への対応

- ウ 施設利用者への配慮
- エ 建物との親和性に関する配慮
- オ 維持管理及び更新についての考え方
- カ 他施設との連携策
- キ 業務実施方針
- ク 業務実施体制
- ケ 業務の進め方及び工程
- コ 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）

- (6) 業務箇所 長野県木曾郡王滝村田の原
- (7) 履行期限 令和4年3月25日
- (8) 業務実施上の要件 仕様書（案）のとおり。
- (9) 成果物 仕様書（案）のとおり
- (10) 業務予算額（費用上限額） 112,176,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (11) その他

本プロポーザルは、設計者の基本的な考え方やセンターの展示、情報発信、案内・サービスに係る技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者を選定するために実施するものである。提案書は、選定を行うための資料とするものであり、設計に際して県が提案された内容に拘束されるものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年11月8日長野県告示第588号）の第1に掲げるその他の契約の登録を行っていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 公告日現在において、所属一級建築士（建築士法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）が1人以上いること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 長野県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に

参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (11) 展示面積 200m² 以上の博物展示施設（※1）における常設展示の計画又は設計業務を平成 18 年 4 月 1 日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了した実績（元請けに限る）を有すること。
- (12) 管理技術者について、一級建築士の資格を有していること。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

※1 主として地形、地質、植物、歴史等に関し利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

- (2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

- (3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建築コンサルタント業務及び長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約の第 1 に掲げるその他の契約に係る登録に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入しないこと。

③ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。

ウ 同種又は類似の業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は5件以内とする。
- ② 平成18年4月1日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了したもの。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の管理技術者について記載すること。
- ② 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建築コンサルタント業務及び長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約の第1に掲げるその他の契約に係る登録、建築士事務所登録等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種又は類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県環境部自然保護課 (課長) 今井 達哉 (担当) 高木 翔平

電話 026-235-7180

ファックス 026-235-7498

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年4月7日(水)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査に当たっては、記載の視点に基づいて審査・選定を行う。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとする

| 審査項目 | 審査事項 | 審査の視点 |
|--------------------|---------------------------|--|
| 1 参加資格要件 | ・ 建築コンサルタント及びその他の契約等の登録状況 | ・ 登録されているか |
| 2 技術職員の状況 | ・ 当該業務の実施に必要な技術職員の在籍状況 | ・ 当該業務の内容に近い業務の経験があるか ・ 関連する資格を有しているか |
| 3 同種又は類似の業務の実績(会社) | ・ 同種又は類似業務の内容 | ・ 当該業務の内容に近い業務の実績があるか |
| 4 配置予定の技術者 | ・ 配置予定技術者の状況 | ・ 配置予定技術者がいるか |
| 5 再委託又は技術協力の予定 | ・ 再委託の内容 | ・ 再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・ 再委託先の選択は適正か |

| | | |
|--|-----------------|--|
| | <p>・技術協力の内容</p> | <p>・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か</p> |
|--|-----------------|--|

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、自然保護課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、自然保護課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とする。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は平成18年4月1日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了した業務とする

② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

イ 技術提案は簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

- イ 受付期間 掲示の日から令和3年4月14日(水)まで。
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - ウ 受付方法 FAX又はメールとします。
 - エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和3年4月16日(金))
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和3年4月22日(木) 必着
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - イ 提出場所 3(4)に同じ。
 - ウ 提出部数 15部
 - エ 提出方法 持参又は郵送とします。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。
 - オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 技術提案書プレゼンテーションに関する事項
- 技術提案書のプレゼンテーションに関する具体的な事項は下記のとおり。
- ア 予定日 令和3年4月28日(水)
 - イ 場 所 長野県庁又は県庁周辺の会議室
 - ウ 時 間 各社20分以内でプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を10分間行う。
 - エ その他 プロジェクター及びスクリーンは県で用意するが、投影操作用のパソコン等必要な機器は、提案者が用意すること。
プレゼンテーション用資料は「Microsoft Office PowerPoint2016」で再生できるものに限り、図表については技術提案書で使用したものに限り。
プレゼンテーションの日時、場所については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や技術提案書の提出者の数などに応じて変更の可能性があるため留意すること。
詳細については、別途技術提案書の提出者へ通知する。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表する。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

| 評価項目 | 評価事項 | | 評価の視点 |
|--------------------------|--------------------------------|------------|---|
| 1 配置予定の技術者の資格等 (10点) | 管理技術者 (10点) | 業務経歴 | 豊富な経歴を有しているか |
| | | 同種・類似業務の実績 | 本業務の内容に近い業務があるか |
| | | 手持ち業務量 | 本業務を実施するのに十分な余裕があるか |
| 2 費用 (15点) | 費用の妥当性 | | 合理的かつ経済性が高い提案であるか |
| 3 業務実施体制・業務遂行能力 (15点) | 業務実施方針 (10点) | | 基本構想、整備基本計画及び仕様書(案)を理解し、業務実施方針が明確に示されているか |
| | 業務実施体制 業務の進め方及び工程 (5点) | | 提案内容を実施できる人員体制が確保され、業務の進め方、工程が明確に示されているか |
| 4 技術提案の内容 (50点) | 展示コンセプト及び展示コンテンツの具体化の方策 (20点) | | 基本構想、整備基本計画及び仕様書(案)の内容を踏まえた上で、的確性、独創性、実現性、効率性、経済性に優れた内容であるか |
| | 本施設の特殊性(立地条件、閉鎖期間など)への対応 (10点) | | |
| | 施設利用者への配慮 (5点) | | |
| | 建物との親和性に関する配慮 (5点) | | |
| | 維持管理及び更新についての考え方 (5点) | | |
| 他施設との連携策 (5点) | | | |
| 5 技術者の技術力及び意欲等 (5点) | プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断 | | 本業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか |
| 6 費用と技術提案の整合性 (5点) | 採点すべき優れた技術提案に加点 | | 技術提案に優れ、かつ費用も技術提案に見合った内容であるか |
| 評価点の合計結果 (100点) | | | |

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、自然保護課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、自然保護課長から通知する。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、自然保護課長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAX又はメールとします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

④ 回答方法 原則メールとする。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）と同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足資料を求める場合がある。